

ナショナリストの憎悪: 第三共和政における二つのフランス

稲永 祐介

| | |
|--------------------|--|
| Citation | 日仏政治研究. 9; 35-46. |
| Issue Date | 2015-03 |
| Type | Journal Article |
| Textversion | Publisher |
| Rights | このコンテンツは、著作権法上認められている適切な方法にかぎり利用できます。その他の利用には、著作権者の事前の許可が必要です。 |

Self-Archiving by Author(s)
Placed on: Osaka City University

ナショナリストの憎悪

——第三共和政における二つのフランス¹

稲永祐介（高等研究実習院／CNRS-GSRL 学術研究員）

はじめに

フランス政治社会学は、イデオロギー分析を応用し、ナショナリズムを考察してきた。この方法においてナショナリズムの形態は、図式的には共和派とカトリック教会派から特徴づけられる。前者は、フランス革命以来の普遍主義的な傾向を持ち、後者は、君主制をも含意する個別主義的な傾向を持つ。こうしたフランスのナショナリズム研究は、アーネスト・ゲルナーやエリック・ホブズボーム、ベネディクト・アンダーソンなどの英米研究とは異なり、「国民的なもの」を共有しない他者への物理的あるいは象徴的な暴力の衝動、その思想と行動を分析する²。

このようなフランス政治社会学の傾向を引き継ぐ本稿は、普仏戦争後の領土問題とドレフュス事件を具体例に取り上げ、フランス第三共和政におけるナショナリストの精神構造を明らかにすることを目的にする。そして「政治的なもの」の発展過程³を考察の中心に据えながら、ナショナリストの憎悪はどのような精神構造に基礎づけられているのかという問いに対して何らかの解答を提出したい。

第一節では、フランスにおける政治史から国際関係論に及ぶ従来研究を整理した後に、ドイツへの報復という暴力の連鎖を強調し、国土に結びつけられる道徳精神の問題を論じる⁴。第二節では、兵役を市民権の問題として捉え、ドレフュス事件において争点となる国家の概念を検討する。第三節では、フランスにおける二つのネイション・モデルを明らかにするために、モーリス・バレスがいう「フランスらしさ」の観点からデモクラシーとカトリシズムの相克を考察する。我々はナショナリストの心的傾向から共同体の問題を考察することで、国民的な枠組みの執拗さを理解する手がかりを得ることになる。

I. ネイションへの帰属——アルザス・ロレーヌ問題をめぐって

ナショナリズムという用語は多義的で広い意味を含みながら用いられる。このことからナショナリズムには明白な定義がなく、その研究状況が混沌としたままであるといわれる⁵。その主な困難は、ナショナリズムの現象が多様で、しかも研究者間の問題設定やアプローチが異なるにもかかわらず、ナショナリズムの問題を一般化して説明しようとする傾向から生じる。本稿はこうした研究状況を踏まえ、第三共和政期のナショナリズムを考察するための仮設的な定義としてネイションを同じ土地、記憶や文化に愛着を抱き、国に奉仕する人々の集合と広く捉えたい。このように包括的に定義することで、ナショナリストの精神構造を集合意識の問題として考察することができるだろう。古典的なネイション・モデルを整理するために、まず国際関係論が政治史と共有するナショナ

リズムの問題設定を明らかにしたい。

ピエール・アスネルによれば、ナショナリズムは次の二つのモデルから特徴づけられる。一つは、自身が帰属するネイションを肯定し、それを防衛する「建設的なナショナリズム」であり、もう一つは、自身の国内外における優越感や覇権への意志が他のネイションや国内秩序を脅かす「拡張主義的なナショナリズム」である。さらに建設的なナショナリズムは、「民族文化的ネイション」と「選択的ネイション」という二つのモデルに分類できる⁶。ミッシェル・ヴィノックに従えば、前者は異質な他者に対して「閉ざされたナショナリズム」、後者は「開かれたナショナリズム」の問題として論じられる⁷。

選択的ネイションは、エルンスト・ルナンが主張する「日々の人民投票」という標語から定式化される⁸。このネイション・モデルは、宗教や人種、言語に基づく民族文化的ネイションとは対照的に、科学的な知識に依拠し、法に基づく権利行使とともに形成される。このモデルでは、個人の選択が代議制を通して公的利益に結びつくことと想定されることから、一人ひとりの良心の自由が重要になる。この選択的ネイションの成員は、人種的・文化的属性における個人の差異が考慮されない抽象的な人間像を範型にする。しかもこのネイションの境界は、成員が地方という情緒的な連帯を感じ取れる範囲に限られない。

1882年にルナンは、「ネイションとは何か」と題される著名な講演のなかで、ネイションの構成要素として歴史的に積み重ねられてきた献身や犠牲の精神を強調した。彼のネイション概念は、理性に基づく個人の選択をネイションへの忠誠心に高めるにあたって、成員たちが結集する意志を、有機的共同体の範囲を超える普遍主義的な理念⁹に結びつけた。しかし彼が「日々の人民投票」の比喻を用いてネイションの境界を主張するとき、その境界が近代国家の構築後のフランスの主権を前提にすることを無視すべきではない。彼が主張する意志の結集は、国家が対内的にはある種の契約に基づいて構築され、対外的にはあらゆる義務から自由であるという「主権主義のフィクション¹⁰」の領域内に限られるからである。

フランスは普仏戦争の敗戦によりアルザス・ロレーヌ地方を失った。この地は1871年以来ドイツに帰属し、1918年の第一次世界大戦の勝利の後、再びフランスの国土になる。ルナンは普仏戦争を「文明に到来した最も重大な不幸¹¹」であると反省した。敗戦の翌年に彼は、「科学への信仰の欠如がフランスの深刻な過ちである。我々の軍事的、政治的劣勢は、その他に原因はない¹²」と論じ、他方でプロシアの「民俗誌的政策」を厳しく批判した。彼によれば、「人種による分割は人間性の観点から強く非難される。それは科学的に間違っているばかりか、実際のところ真に純粋な人種をもつ国などほとんどない。こうした分割は、殲滅戦、いわば『動物学的な戦争』しかもたらさない¹³」。ここでルナンは人種主義的な観点からではあるが、異質な者を根絶やしにするまで続けられる差異に対する際限なき憎悪を示唆している。

さらにルナンがフランス国民の「祖先」を主張するとき、彼のネイション概念にはナショナリストが好んで表現する「血のつながり」という人種的・民族的観点が全く含意されていないことに注意する必要がある。

「ネイションとは一つの魂である。(…) ネイションは、一人の個人のように努力や犠牲、そして

忠義からなる永い過去の帰結である。(だから) 祖先崇拜はあらゆるもののうちで最も正統である。祖先が我々をこのように育んだ。偉人たちやその栄光からなる英雄的な過去、こうした社会資本の上にネイションの理念が確立されるのである¹⁴。

ここでルナンがいう「祖先」とは、科学や理性を信奉した共和国の先駆者であり、いわばそれは革命期の「能動的市民」あるいは「良き市民」を指す。彼によれば、父祖の偉業にはヘーゲルが見た普遍主義的な理念——世界精神 *Weltgeist* ——を伝播したという一種の国民的な誇りが投影されている。ルナンにおいては、祖先の記憶が遠い過去の革命的な功績を現在の成員の意志に結びつける。この意味で彼がいう意志の結集には、アルザス・ロレーヌ地方を含む集約的な記憶が集約された国民統一の実現という理想が託されているといえよう。

こうした選択的ネイションの帰属意識は、同胞がともに公的利益のために献身すべきという道徳精神から表現される。それでは、どのようにこの道徳精神はナショナリストの対独復讐の感情と区別されるのだろうか。地方とネイションとの関係構造に関心を向けながら、失われた領土に対するナショナリストの反動的な衝動を検討したい。

当時の代表的なナショナリストの一人であるポール・デルレードは、「我々は憎悪によって涙をぬぐってきた¹⁵」と主張しながら、自身が設立した愛国者同盟の街頭活動を指導した。1882年に彼は現実に対する皮肉をこめて、フランスの「人種」、「本能」、そして「犠牲」を強調しながら軍事精神を次のように賛美した。

「実際の愛国主義にもかかわらず、フランスは今の満足感のせいで鈍くなり、自身の最も猛々しい人種的特徴を失いかねない。そのうえ日々、本能のうちにある感情のたくましささえも無くそうとしている。こうした道徳的・身体的な無気力がさらに数年進みあるいは持続すれば、これまでに引き受けられたすべての犠牲や達成をめざしたすべての努力が、軍事的な姿勢と精神を全く欠くことのない、武装したすばらしいネイションをもたらすだろう¹⁶。

ここでデルレードはルナンとは違った仕方で道徳精神を主張する。このジャコバン的愛国主義の倒錯者は、アルザス・ロレーヌ地方の奪還のためにドイツへの憎悪をあらわにし、国内の道徳的退廃を軍事的美徳、犠牲の精神、元首への忠誠によって矯正しようという¹⁷。フランス統一への熱情は、そのうちに人種主義と失地回復の欲動を合わせれば、フランス再建のためにデルレードやバレスが参加したブーランジスム運動のように、国内勢力を国家権力の奪取へと方向づけるだろう。彼らの対独復讐という目標は「覇権への意志」から特徴づけられる。

こうしたナショナリストの反動的な衝動は、戦争が想起される時、国民統合を達成するために国内外へと向けられるが、我々はルナンとデルレードの結集の論理を混同すべきではない。なぜならナショナリストの覇権への意志は、ルナンとは違って、特定の文化コードをネイションへの帰属意識に動員しようとするからである。ルネ・レモンによれば、ナショナリズムは権威を追及し、力を特別視し、人々を冒険や栄誉へと惹きつける。それはまずカトリックに結びつき、次に反議会主義的な君主あるいは元首への崇拜さえも認める¹⁸。ナショナリズムを、個別的な文化コードのイデオロギーと定義することができるのなら、選択的ネイションと民族文化的ネイションを区別する重要な指標の一つは、普遍主義的な理念に基づく国家の概念にあるということができるのではない

だろうか。

実際、国家の動作は、原理的には戦争においてネイションの成員の感情や信条に働きかけることなく、ただ公共サービスを担う官僚によって共通の利益を彼らに配分するだけである。しかも戦争の準備や遂行、そして勝利は、ナショナリズムの本質的なモチーフではない。第三共和政期において国際関係に積極的に介入するのは国家だからである。国家は、とりわけ行政において合理的に制度化されており、ナショナリストが喧伝する領土喪失の不名誉、ましてや失地回復のための扇動は、本来、国家の動作に関わりがない。しかし、特定の文化コードに執着するナショナリストには、フランス国民の文化的な個性が普遍主義的な理念によって押しつぶされ、公的領域において「よそ者」とともに平準化されるのは耐え難いことであった。

次節では、国家の歴史社会学の観点から二つのフランス像をより明白に特徴づけるために、普遍主義的な国家における市民権を、兵役に焦点を当て検討する。軍事的に祖国に奉仕する者の資格の観点から、ドレフュス事件においてナショナリストが執拗に排除しようとする潜在的な敵の概念構成を明らかにしたい。

II. 国家への帰属——ドレフュス事件に触れて

第三共和政における行政権力の重要課題の一つは、初等教育システムの改革（1882年）によって子供たちを特定の宗教的権威、とりわけカトリック教会から引き離し、公的領域と私的領域を分けることであった。当時の共和派は、非宗教的な道德規範だけでなく、科学的な合理性を尊重することによって、特定の文化的権威にも個別主義的な文化コードにも関わりのない市民権の確立をめざした¹⁹。

フランス革命以来、共和主義の理念を実現するには、多様な出自および信仰からなる成員をフランスの成員として平準化し、そして同時に、彼らの権利と良心の自由を保障するために、あらゆる特権や社会的拘束——それらはとりわけカトリック教会に結びつけられる——を超えた非宗教的国家の「公的な力」を確立する必要がある²⁰。古典的な政治理論によれば、国家には共通の富や財、私的所有権、およびネイションの成員が享受する諸権利を保護する義務がある²¹。

1872年の徴兵制により、兵役は、市民権へのアクセスを保障する権利・義務として平準化された²²。この徴兵制の改正は、すべての市民を区別なく祖国に結集させるフランス革命以来の「市民兵」の実践として理解することができる。この意味で兵役は、ナショナリストが動員するドイツへの復讐やその脅威に対する衝動的な敵意とは異なり、次の『人間と市民の人権の宣言』（1789年）の第12条に従う一般利益のための「公的な力」の実現として解釈される²³。

「人間と市民の諸権利の保障は公的な力を必要とする。この力はすべての者のために制度化されるのであって、一部の個別的な集団のためにはない」。

この「公的な力」は、あらゆるタイプの政治的または宗教的な個別的利益から分化した国家によって実行される。プロテスタントやユダヤ人は、この国家に固有な論理に支えられて、少なくとも公的領域ではフランスの一員としてみなされ市民権が付与される。いわば市民の軍事的奉仕の義務は、ルナンが主張した投票の比喩とは異なる仕方です。「社会資本」を引き受ける政治的参与とみなす

ことができよう。フランスを二つに分けた1894年のドレフュス事件は、この歴史的文脈から捉えるべき主題である。

ドレフュス事件は、ユダヤ人将校のドレフュスが反逆罪に処され、知識人の行動によって1906年によろやく無罪判決に至った重大な政治スキャンダルである。ドレフュスが刑に服する、すでに二年前からエドゥアール・ドリュモンによってフランス軍内のユダヤ人将校による裏切りが執拗に告発されており、このナショナリストの陣営においてユダヤ人は、国内の「裏切り者」、「フランスの敵」であると新聞『自由公論』で風評されていた。同誌が生み出す様々な恐怖症——議会主義、ドイツのスパイ行為、外国人、ユダヤ人の陰謀——によって、ナショナリズムは、日増しに暴力的傾向を強め、伝統的な君主主義者や教権主義者を内向化させ、民族文化的ネイションの有機的全体性の支持者にしていく²⁴。

1872年の徴兵制の改正までの将校は、特権層に限られており、彼らの軍事的栄光は、神のため、あるいは教会の長女たるフランスのために戦う意志に結びついていた²⁵。しかし、第三共和政期の普遍主義的な国家が、フランス革命の理念に従って、「公的な力」の保証人としてすべての成員に公平な市民権を実現しようとすればするほど、選択的ネイションの成員の意志は、一点の曇りもなくこの国家モデルに忠誠を誓うよう導かれる。この共和派の国家モデルが、11歳のときに故郷ミュルーズのドイツ軍進駐を目の当りにしたドレフュスを愛国者にし、彼を国家の頂点へと方向づけた²⁶。いわば、フランス革命の理念を継承した共和主義が一人のユダヤ人をフランスに献身するにふさわしい市民に変身させたといえよう。こうした普遍主義的な国家は、たしかに個別的な宗教にとっては都合のよいものではないが、能力主義の合理的基準によって、新参者のドレフュスに軍事エリートへの上昇の道を開いた²⁷。我々はドレフュスを選択的ネイションの典型的な成員像と特徴づけることができる。

徴兵制の改正以来、兵士は職業的に特定の文化との関わりをやめる。彼らの軍事的使命は非宗教的な国家に帰属し、もはやカトリック教会の文化的権威に結びつく世襲的な特性、とりわけ特権層において宣誓や武人の美德として伝承される封建規範に独占されない²⁸。宗教と分化した国家において、市民の祖国への責任は厳密な意味でカトリックの道德規範とはもはや無縁である。だが別様にみれば、「祖国のための死²⁹」を賭ける兵役の義務は、封建的中間団体——家族的、共同体的、協働的集団——を解体してきた近代国家によって解放された個人が自身の自由や市民権の確保のために、そして民主的な社会の前進のために払うべき対価であったといえることができる。

戦争が正当に暴力を独占する国家の動作の延長にあるとみれば、選択的ネイションにおける兵役を意志の結集の観点から検討することが重要であろう。しかし祖国への愛着の概念構成はとても複雑であり、ナショナリズムと容易に判別し難い。実際、ドイツへの復讐心を煽るナショナリストはネイションの有機的結合体の観点から榮譽という集合的な快楽を仕掛け、人民を領土的・文化的ヘゲモニーへと方向づけることをやめない。デルレードは次のように人民の熱狂を対独復讐へと扇動し、フランスの同一性を主張する。

「毎年、7月14日が祝祭の日になって以来、その日には数多くの群集がストラスブールの彫像に向けて巡礼する。(…) ストラスブール！ そして、メス！ ミュルーズ！ 親愛なる征服され

た都市よ！ 皆さん、ご存知のようにネーションがいつもあなた方を思っている。いつもあなた方に愛情を注いでいるのです！ 我がネーションはあなた方が「ドイツから」解放されたときにしか自由を謳歌できないのです！³⁰」。

こうしたナショナリストのイデオロギーは、国民統合をめざし、しばしばマイノリティに対して客観的に攻撃的になる。民族文化的ネーションを主張する立場は、ドレフュス事件を契機にして、デルレードが愛国者同盟の運動において組織してきた対独復讐の目標を人種主義や外国人排斥へと結びつける群集を生み出した。彼らがドイツからの奪還をめざす旧領土には、皮肉にもドレフュスがフランスの原像を想念した彼の故郷ミュルーズも含まれる。

ドレフュス事件以来、ナショナリストの運動は、フランスを「フランス人のフランス」へと復興させるために、ユダヤ人を排除する反動勢力へと発展した。バレスはユダヤ人への憎悪を次のように論じる。

「この反ユダヤ的公式にまずみられるのは憎悪だけである。（…）憎悪は文明や大都市が生み出す最も力強い感情の一つである。富豪と貧困者の激しい対立が憎悪を生み出し、いつもそれを強める。（…）『ユダヤ人を倒せ』と集会で叫ぶ群集の声を聞こうではないか。この声は『社会的不平等を打倒せよ』と理解されるべきである³¹」。

ナショナリストにとって、共和派の普遍主義的な理念によるドレフュスの再審要求は、フランスの同一性に対立する。バレスはデルレードの発言を引用しながら次のように繰り返す。

「『ドレフュスが無実である可能性はまずない。だが、フランスが潔白であるのはどうあっても確かである』。（…国家理性というテーマは）ネーションにおいて多様な集団に君臨する王権という言葉と共に放っておこう。実のことをいうと、今日、ネーションには道理も権力もはやない。フランスはそれらから切り離され、知的能力を失っているのだから、訴訟〔ドレフュスの再審〕は解決しえない深刻な困難を必ずや生み出すだろう。国益と公安がこの訴訟に介入し、それを禁じねばならない³²」（強調はバレスによる）。

ナショナリストは現体制の国家行政に強く抵抗する。彼らの言説は、民族文化的ネーションの内側に対しては異質な他者に対する暴力的で反動的な感情を生み出し、外側に対しては対独復讐の論調をますます強め、群衆の不安を反ドレフュス運動に動員する。

伝統的規範や文化コードを尊重する保守陣営にとって、フランス軍におけるユダヤ人将校は旧来の「フランス的な」調和に対する潜在的な紊乱者であり、不安をもたらす憎悪の対象であった。

III. 「フランスらしさ」の防衛

ナショナル・アイデンティティは同一性や帰属意識の問題として論じられるが、それがどのようにナショナリストに捉えられているかということについては十分に究明されていないようである³³。ここまで論じてきた領土や国防は、国民共同体の構築にとって本質的な問題であった。ナショナリストにおいて、アルザス・ロレーヌ地方の奪還や侮辱されたフランスの軍事的栄光が国民的な威信に強く結びつけばつくほど、彼らの情念は理想的な祖国を求めて肥大する。この意味で第一次世界大戦までの二つのフランスは、公的利益を分担する個人の道徳精神に質的な相違が見出さ

れることによってはじめて認識されるというべきである。

本節が扱うモーリス・パレスは、フランス・ナショナリズムの代表的なイデオログである。彼の小説や議会などでの発言は、ナショナリストの思想基盤を築き、民族文化的ネイション・モデルを定式化した³⁴。彼はネイションを、人々が長期にわたって同一の環境のなかで生き、共通の伝承、伝統、習慣によって結合した有機的な集合体とみなす。彼によれば、集団における一人ひとりの感情や本能は、自身が生まれ育った地方の環境および伝統的な習慣を通じてこそ確かなものになるという。彼のネイション概念は、ルナンと同様に英雄的過去や偉人を賛美するが、他方でルナンとは対照的に人民の政治的情熱をかき立てる名誉、冒険という情緒的価値観や「血」という動物的特性を強調する³⁵。パレスにとって、ネイションの一員であるという自覚へと個人の意識を飛躍させるのは、同胞の「死」であった。

「苦しみのなかで人民は道徳的生活に目覚め、折り重なるように一体となり、大地と死者の声を聞くのである³⁶」。

パレスにおいて、死者の眠る「大地」と死者の「言葉」がネイションの成員一人ひとりの感情のうちにネイションへの自然な帰属意識を育む³⁷。彼によれば、人民の想像力において死者が引き寄せる祖国の「神秘的な力」は、祖先から子孫に連なる無意識のうちに作用しているのだから、そもそも人間集団の紐帯には国家行政の介入は必要ない。むしろ国家の動作は、自身が生まれ育った環境から個人を引き離し、フランスの道徳的なエネルギーの本来的な発現さえ妨げる。

パレスの思想においては、フランスに固有な歴史的・文化的な価値がネイションに必要であり、それが一人ひとりに祖国への自負を育み、彼らの自己意識の根拠になる。こうした彼の保守主義的傾向は、ドレフュス事件を契機にして反ユダヤ主義に結びつき、急速に右傾化していった。彼はナショナリストとナショナリズムを次のように定義する。

「ナショナリスト、それは自身がどのように形成されたかを自覚するフランス人のことである。ナショナリズムとは決定論の受容である³⁸」。

パレスにおいて、国民一人ひとりの自己意識は、生まれ育った地域と祖先を意味する「大地と死者」により生理学的に決定されるのであり、人はそれらを受け入れるほかない。彼がいう「大地と死者」への信仰は、彼の決定論が生み出した人種主義の論理的帰結であった。この文脈において彼のナショナリズムは、ネイションへの帰属の様式として「仮想の人種³⁹」概念を採用し、明らかに選択的ネイション・モデルを拒む。

しかし、パレスのナショナリズムとは対照的に、共和派は、国民共同体の構築に介入するために「強い国家」を定着させようとした。「強い国家は、封建制からの特殊な離脱方法——社会的・地域的な周辺の徹底的な破壊と自律化した国家機構の漸次的制度化による——として結実した⁴⁰」。この国家は、教会の統合機能を引き受け、国家自体が市民の帰属の対象となるために、あらゆる個別的な文化コードを私的領域に押し込めようとする。この政治体制においてネイションの成員すべての権利は、出自に関わりなく同等であるが、公的領域において個別主義的集団への忠誠心は放棄されねばならない。そして国家は、デモクラシーの観点からフランス人を各地域から切り離し、投票や兵役において抽象的な市民として平準化しようとする。

この国家形態における行政エリートは、独自の公的諸制度の構築に従事し、一般利益だけのために公正に奉仕することが理想とされた。けれどもバレスは、普遍主義的な理念の実現をめざす国家権力の動作に欺瞞を見出す。彼においてドレフュス事件は、ウィルソン売勲事件やパナマ運河疑獄事件と共に政治体制そのものから生じるデカダンスのあらわれであった。彼にとって第三共和政とは、「なりたてのフランス人」に国防を任せ、公教育を操りながら、特殊利益を求める偽善者に同胞を従わせる体制である。しかもこの体制においてネイションの成員が市民であるには、普遍主義的な国家が管理運営する公的領域ではいったん自身の伝統文化を棚上げにしなければならない。だからナショナリストにおいて市民は、フランスに最もふさわしい習俗や優雅さから疎外される。彼らにとって、公的領域と私的領域の分化は、自身の民族文化的な全体性を否定するゆえに、自身の日常生活の不満を政治への不快感へと飛躍させ、行政エリートへの憎悪を肥大させる。共和派が国家権力による方向づけを主張するのは対照的に、バレスにおいては憎悪が国民的凝集をもたらす、フランスの行く末を方向づけると次のように論じる。

「憎悪が比類なき方針のもとに我々の最も大きなエネルギーをまとめ、さらに我々を感嘆すべき欲得なき特質へと必然的に促すと考えることができるのであれば、憎悪は卑しい感情ではない。 (...) 憎悪がすべてを衝き動かすのである。それは魂における絶対的な君臨者である⁴¹」。

バレスの憎悪の矛先は、他者そのものよりも差異の存在を支える体制、いわば伝統的・地方的・家族的な習俗から切り離された、「フランスらしさ」とは疎遠な体制に向けられている。実際、当時のフランス・ユダヤ人は、能力主義的な基準が採用されることで史上かつてないほどの行政エリートとしての社会的地位を上昇させ、フランスの政治、経済、社会において無視できない役割を果たした⁴²。この意味で社会的条件の平等は、政治と個別的な文化コードを切り離す国家に固有な論理の帰結であった。

ナショナリストが批判する普遍主義的な国家は、フランスの伝統的文化とは両立しえない。だから彼らにおいては、この国家に忠義を誓う者が憎悪の対象となる。ナショナリストがフランス・ユダヤ人を憎み、排除しようとするのは、彼らの輝かしい運命への嫉妬からだけではなく、社会の平準化を進める国家行政から「フランスらしさ」を守るためでもあった。ナショナリストにとって新参者は、自身の「魂」を地方の土地でも祖先でもなく、普遍主義的な国家に結びつける。ナショナリストは、この「よそ者」がフランス国民を自身の自立の拠点から根こそぎにし、無感動な諦観のなかで国家に服従させるとみなす。バレスは次のように「よそ者」への不信感を表現する。

「たとえ彼らが我々を慈しんでいると信じていても、我々の領土に居住するすべてのよそ者は、永遠なるフランスや我々の伝統をごく自然に嫌悪している。彼らは伝統を保持することも理解することもできない。しかしこの伝統がフランスの国民性を構成する。こうした民俗誌的な観点が人々の性格の違いを乗り越えるのである⁴³」。

バレスは、「大地と死者」がざわめかせる人民の本能に従って諸個人が結集することを主張する。彼のナショナリズムには日常的な有機的連帯のなかで感じとられるネイションへの神秘的な忠誠心が含意されている。

しかし我々は、バレスが理性に対する本能の優位を強調するとき、彼が本能と無意識とを混同し

ていることを看過すべきではない⁴⁴。バレスは、人民の本能をカトリシズムという伝統的な信仰に結びつけ、次のように「フランスらしさ」を巧みに表現する。

「フランスらしさはカトリックに密接に結びついている。それはカトリック的な雰囲気のみで形成され、発展した。カトリシズムは我々の感受性に密接に結びつくのだから、このカトリシズムを壊したり、それをネイションから根こそぎにしようとすれば、我々はもはやこれからのことを何も予測しえないだろう⁴⁵」。

バレスにとって人格形成を為すのは、まずもっては理念ではなく、宗教的な感受性である。ここで彼は、カトリシズムを宗教の問題としてではなく、ネイションへの帰属の問題として捉え、人民の感情を方向づける起動力とみなしている。彼にとって、フランスの伝統やカトリシズムを理解しない「よそ者」は、国民共同体の基層を破壊し、その境界を無造作に開く不安の兆候であった。

バレスのナショナリズムは、普遍主義的な理念がかえって社会に不幸をもたらすことを看取り、第三共和政における国家の概念を拒んだ。彼は、国家行政のなかでも共和派の公民・道徳教育が生み出す逆機能を批判し、「フランスらしさ」を継承する人民の本能の観点から自己意識を修復するナショナリズムを提唱した。この意味でバレスのナショナリズムは、個人が理性を使用して自由に人生を設計し、人格をも発展させようというフランス的啓蒙に対して情念の立場から抵抗したといえることができる⁴⁶。彼のナショナリズムは、啓蒙に対する一つの返答であり、現行体制に対する倫理的な拒絶であった。

おわりに

第三共和政において等しくナショナリストと呼ばれる者たちは、威信や正義、決断をその行動原理としてどこまでも突き進む軍事的英雄を称賛することもあれば、過ぎ去った誉れる時代への関心を深め、追憶することもある。彼らにとって自身の躍動的な生は、第三共和政という「諸条件の平等⁴⁷」が進んだ卑小な政治体制にふさわしくない。共和派がめざす選択的ネイションは彼らの欲動を満足させることができないからである。

ナショナリストの憎悪は、祖国を台無しにすると彼らが想念する「よそ者」への執拗でほとんど病的にもみえる性格をおびている。ドイツへの復讐心といい、内なる迫害者への警戒心といい、彼らの興奮は鎮まる暇がない。こうしたナショナリストの発言や街頭運動には、ある種の社会的行為を「悪いもの」と判断する何らかの道徳的な価値基準が作用しているのではないだろうか。ナショナリストは、自身の自己意識を守るために自らが想像する「フランスらしい」共同体のカテゴリーから逸脱する者を「よそ者」として集約的に捉え、彼らを攻撃するのではないだろうか。

このようなナショナリストにおける善悪の基準からみれば、カトリシズムという伝統的な信仰への背反がネイションの愛の喪失という、彼らの人格を深く傷つける倫理的な制裁をもたらすがゆえに、ナショナリストはネイションへの愛着に固執し、それをますます深めていった。だが他方でナショナリズムの高揚は、個人が市民社会への公平な参入を通じて実現されるはずの公正さが実はフィクションであり、ブルジョワによる偽善であるという告発とみることもできる。つまりそれは第三共和政の正統化の作用が弱くなってきた社会状況を反映していたのではないか。

こうした正統性の問題は、市民の国家権力への自発的服従と、封建規範の拘束から解放された個人の自立的拠点の要求との間のアンチノミーとしてあらわれる。権力の正統性が弱まれば、国家によって個人化された市民は、もはや兵役という自己犠牲に与えるべき一貫した意味を見出すことができない。だからナショナリストは、普遍主義的な理念ではなく、「大地と死者」によって個別具体化される民族文化的ネイションに依存するように一体になり、自己の生あるいは死の意味を取り戻そうとした。このナショナリストの心的傾向には、群集の不安を動員しながら彼らが思い描く祖国を再生しようとする倒錯した情念が指摘される。本稿の考察に従えば、ナショナリストの憎悪は、無造作に社会に投げ出された個人が現実の他者、あるいは潜在的な迫害者への不安と恐れから逃避し、親密な集団のなかで安息観を得ようとする自己防衛の衝動から生じるということができる。

-
- 1 本稿は2014年度日本政治学会大会の報告論文の一部に加筆修正したものである。
 - 2 Pierre Birnbaum, « Des préjugés à la haine », in “*France aux Français*”. *Histoire des haines nationalistes*, Paris, Seuil, 1993.
 - 3 イヴ・デロワ『国民国家 構築と正統化 政治的なものの歴史社会学のために』中野裕二監訳、吉田書店、2013年。
 - 4 Pierre Hassner, « Nationalisme et relations internationales », in *La violence et la paix. De la bombe atomique au nettoyage ethnique*, Paris, Seuil, 2000 (1995), p. 196–202.
 - 5 Christophe Jaffrelot, « Pour une théorie du nationalisme », in Alain Dieckhoff et Christophe Jaffrelot (sous la dir. de), *Repenser le nationalisme. Théories et pratiques*, Paris, Presses de Sciences po, 2006.
 - 6 Guy Hermet, *Histoire des nations et du nationalisme en Europe*, Paris, Seuil, 1996.
 - 7 ミシェル・ヴィノック『ナショナリズム・反ユダヤ主義・ファシズム』川上勉、中谷猛監訳、藤原書店、1995年、51–54頁。
 - 8 ルナンは、アルザス・ロレーヌの併合の後、理性に基礎づく共和主義の立場を取り、ネイションに関する民族的な概念構成を放棄した（Guy Hermet, *op. cit.*, p. 130–131.）。
 - 9 Lucien Jaume, « Préface », in *Les Déclarations des droits de l’homme. Du débat 1789–1793 au Préambule de 1946*, Paris, Flammarion, 1989.
 - 10 ベルトラン・パディ「補論 すべての主権国家に主権はあるのか？」（ベルトラン・パディ、ピエール・ビルンボーム『国家の歴史社会学〈再訂訳版〉』小山勉、中野裕二訳、吉田書店、2015年）。
 - 11 Ernest Renan, « La guerre entre la France et l’Allemagne » (1870), in *Qu’est-ce qu’une nation ? et autres essais politiques*, Paris, Pocket, « Agora les classiques », 1992, p. 80.
 - 12 Ernest Renan, « La réforme intellectuelle et morale » (1871), in *La Réforme intellectuelle et morale*, Paris, Complexe, 1990, p. 95.
 - 13 Ernest Renan, « Nouvelle lettre à M. Strauss » (1871), in *Qu’est-ce qu’une nation ? ...*, *op. cit.*, p. 157.
 - 14 Ernest Renan, « Qu’est-ce qu’une nation ? Conférence faite en Sorbonne, le 11 mars 1882 » (1882), in *Qu’est-ce qu’une nation ? ...*, *op. cit.*, p. 54.
 - 15 Paul Déroulède, « Stances », in *Marches et sonneries. Chants du soldat*, Paris, Calmann Lévy, 1881, p. 58–59.
 - 16 Paul Déroulède, *De l’éducation militaire*, Paris, Librairie nouvelle, 1882, p. 9–10.
 - 17 René Rémond, *Les droites en France*, Paris, Aubier, 1982, p. 156–157, 165.
 - 18 *Ibid.*, p. 150, 162–163. レモンは人民への呼びかけに着目し、ナショナリズムをボナパルティズム

- と類推する。
- 19 Yves Déloye, *École et citoyenneté. L'individualisme républicain de Jules Ferry à Vichy : controverses*, Paris, Presses de la fondation nationale des sciences politiques, 1994.
 - 20 稲永祐介「フランスにおける非宗教的国家と国民の象徴体系——『国民国家 構築と正統化』のために」(イヴ・デロワ『国民国家 構築と正統化』前掲)。
 - 21 Hannah Arendt, « Le domaine public et le domaine privé », in *Condition de l'homme moderne*, Paris, Calmann-Lévy, 1983 (1958), p. 109 et 113.
 - 22 Jérôme Hélie, « Les armes » (1992, Les France, vol. 2 : Traditions), in Pierre Nora (sous la dir. de), *Les lieux de mémoire*, Tome 3, Paris, Gallimard, « quarto », 1997, p. 3236.
 - 23 François Gresle, « L'adieu aux armes. Réflexions sur la genèse de la “nation armée” comme forme citoyenne constitutive de l'identité française », in Pierre Birnbaum (sous la dir. de), *Sociologie des nationalismes*, Paris, PUF, 1997, p. 345–347.
 - 24 Pierre Birnbaum, *L'affaire Dreyfus : la République en péril*, Paris, Gallimard, 1994、ミシェル・ヴィノック「ドレフュス事件」(『ナショナリズム・反ユダヤ主義・ファシズム』前掲) 203–205頁。
 - 25 Jules Maurin et Jean-Charles Jauffret, « L'appel aux armes 1872–1914 », in Guy Pedroncini (sous la dir. de), *Histoire militaire de la France*, Tome 3 : De 1871 à 1940, Paris, PUF, 1992.
 - 26 フランス・ユダヤ人の愛国主義については、Philippe Landau, « “La patrie en danger” d'une guerre à l'autre », in Pierre Birnbaum (sous la dir. de), *Histoire politique des juifs de France. Entre universalisme et particularisme*, Presse de Science po, 1990を参照。
 - 27 ピエール・ビルンボーム「補論 説明変数としての国家類型」(バディ、ビルンボーム『国家の歴史社会学〈再訂訳版〉』前掲)。
 - 28 Jérôme Hélie, *op. cit.*, p. 3240.
 - 29 Ernst H. Kantorowicz, « Mourir pour la patrie (Pro Patria Mori) dans la pensée politique médiévale » (1951), in *Mourir pour la patrie et autres textes*, Paris, PUF, 1984.
 - 30 Paul Déroulède, « La madone de la Patrie » (1883), in Henri Deloncle (publiés par), *Le livre de la ligue des patriotes. Extraits des articles de Paul Déroulède*, Paris, bureaux de la Ligue et du “Drapeau”, 1887, p. 52–54.
 - 31 Maurice Barrès, « la formule antijuive », in *Le Figaro*, 22 février 1890、Zeev Sternell, *Maurice Barrès et le nationalisme français*, Paris, Fayard, p. 266 より再引。
 - 32 Maurice Barrès, *Scènes et doctrines du nationalisme*, Paris, Juven, 1902, p. 29 et 36.
 - 33 最近の研究として、Marcel Detienne, *L'identité nationale, une énigme*, Paris, Gallimard, 2010、Alain Dieckhoff, *La nation dans tous ses états. Les identités nationales en mouvement*, Paris, Flammarion, 2012 (2002)、Brian Sudlow, (ed), *National identities in France*, New Brunswick and London, Transaction Publishers, 2012を参照。
 - 34 バレスのナショナリズムについての邦語の研究として、南充彦「モーリス・バレスのナショナリズム思想——ドレフュス事件を中心にして」(『現代民主主義と歴史意識』ミネルヴァ書房、一九九一年)、中谷猛「世紀末のナショナリズムと知識人」(『近代フランスの自由とナショナリズム』法律文化社、一九九六年)、深澤民司「モーリス・バレスのナショナリズム」(『フランスにおけるファシズムの形成——ブーランジズムからフェソーまで』岩波書店、一九九九年)を参照。
 - 35 バレスとルナンの祖先崇拜の問題については、Zeev Sternell, *Maurice Barrès et le nationalisme français*, *op. cit.*, p. 317–318を参照。
 - 36 Maurice Barrès, *Scènes et doctrines du nationalisme*, *op. cit.*, p. 102.
 - 37 北垣徹「言葉と観念——モーリス・バレス『根こそぎにされた人々』にみる新カント派批判」(『西南学院大学フランス語フランス文学論集』46、2005年)、76–77頁。
 - 38 Maurice Barrès, *Scènes et doctrines du nationalisme*, *op. cit.*, p. 10.
 - 39 Edgar Morin, « L'État-nation », in Gil Delannoi et Pierre-André Taguieff (sous la dir. de) *Théories du nationalisme*, Paris, Archives karéline, 2010 (1991), p. 322.

- 40 ビルンボーム、前掲「補論 説明変数としての国家類型」、289頁。
- 41 Maurice Barrès, *Du sang, de la volupté et la mort* (1894), in *Romans et voyage*, Paris, Robert Laffont, 1994, p. 386.
- 42 Pierre Birnbaum, *Les fous de la République. Histoire politique des Juifs d'État de Gambetta à Vichy*, Paris, Fayard, 1992.
- 43 Maurice Barrès, *L'Appel au soldat*, in *Romans et voyage, op. cit.*, 1994, p. 846.
- 44 Zeev Sternell, *Maurice Barrès et le nationalisme français, op. cit.*, p. 302.
- 45 Maurice Barrès, « Déclaration faite à la tribune de la Chambre des Députés, à propos de la nouvelle loi Briand », in *Bulletin officiel de la Ligue de la patrie française*, 2e année, n° 23, 1^{er} janvier 1907, p. 87.
- 46 Zeev Sternell, *Histoire et Lumières. Changer le monde par la raison*, Paris, Albin Michel, « itinéraires du savoir », 2014, p. 161 et 167. ステルネルによれば、バレスが抵抗するフランス的啓蒙とは歴史や伝統からの個人の解放を提起するカントの合理主義とコスモポリタニズムである。フランス的啓蒙については、富永茂樹『理性の使用——ひとはいかにして市民となるのか』（みすず書房、2005年）を参照。
- 47 Alexis de Tocqueville, *De la démocratie en Amérique*, Tome 1, Paris, Gallimard, 1961 (1835). 邦訳にはトクヴィル『アメリカのデモクラシー』（岩波書店、松本礼二訳、第1巻上下、第2巻上下、2005-2008年）がある。